

あたたかい三田民主市政をつくる会  
代表 長谷川美樹 様

三 田 市 長 森 哲 男



### さんだ里山スマートシティに関する申し入れに対する回答について

平素は市行政の推進につきまして格別のご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、次のおり回答いたしますので、よろしく  
お願いいたします。

#### 記

さんだ里山スマートシティの取り組みは、人口減少や少子化・高齢化の進行等による地域の課題を ICT やデジタル技術等の活用により解決し、暮らしやすさとまちの魅力を高めることで「人口減少の波にも負けないまち」、「元気で希望が持てるまち」の実現を目指すものです。

現在、さんだ里山スマートシティ基本構想の素案をもとに、市内外の大学・企業・市民団体など様々な主体が参加する官民共創プラットフォームにおいて、地域の課題を共有し課題解決のための手法や活用できる技術についての情報交換を行い、市民生活の質の向上や都市機能強化、市役所のスマート化について迅速且つ確実に進めてまいります。

そういった趣旨をもって以下のご質問に対し回答いたしますので、よろしく  
お願いいたします。

- 1 三田市の里山に暮らす人々の要望を市長がまず聞いて、必要なサービスをデジタル化されないものでも、速やかに提供してください。

#### 【回答】

これまでから、市民意識調査、ワークショップ、パブリックコメントなど様々な方法で市民の皆様からのご意見・ご要望をお聞きしながら幅広く市政や行政サービスへ反映させてきました。今後もこの姿勢は変わることはありません。

なお、現在、「アイデアボックス for さんだ里山スマートシティ」を市ホームページに開設し、市民の皆様からアイデアやご意見を募集しています。市民の皆様からのご意見・ご要望について、従来の手法を継続するとともに、ICT やデジタル技術を使った新たな手法などを導入することで、より多様なご意

見・ご要望を頂く機会を実現したいと考えております。

- 2 民間企業の提案するサービスで、福祉、交通、医療、教育などで採算性に合わないが住民が必要とするものは、市長の公的責任で整備してください。

【回答】

三田市におけるスマートシティの取り組みは、行政や民間事業者が提供してきた行政サービスや公共サービスをデジタル技術の活用によって持続可能にするとともに、より便利で使いやすいサービスにしたり、新たなサービスの創出を目指したりするものです。

従いまして、そういったサービスの構築にあたっては、必要性や採算性、更には将来性や財源、持続可能性など様々な観点からの検討を行ったうえで整備していく予定です。

- 3 三田市が保有する住民の情報を匿名加工し、非識別して事業者などに提供する場合、加工基準、作成方法、安全管理措置を定めて公表してください。

また、匿名加工情報の扱いについて、三田市個人情報保護条例に準じて、本人開示、修正、削除を含む情報保護と規制の条例を整備して下さい。

【回答】

三田市における個人情報の取扱いにつきましては、デジタル化やスマートシティを進める上でも変わることはなく、三田市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」といいます。）に基づき従来と同様、最大限の配慮をもって取り扱ってまいります。サービス提供にあたって利用者の個人情報を収集する場合には、収集の目的、利用方法について同意を得ることを原則とし、条例等に規定がある場合を除いて市が保有する個人情報を本人の同意なく第三者、民間企業などに提供することはありません。

なお、令和3年5月19日に公布された改正個人情報保護法により地方公共団体の個人情報保護制度も同法に一元化され匿名加工情報の提供ができることとされています。現時点で三田市での取扱いは未定ですが、加工方法、提供方法、提供に係る手続き、安全管理措置等につきましては個人情報保護法、同法施行規則及び国の個人情報保護委員会ガイドライン等に詳細に規定されており、匿名加工情報を提供する場合には上記法令等に基づき厳格に取り扱ってまいります。個人を特定されないよう適切に加工された匿名加工情報は個人情報には該当しないものとなりますので、ご理解をよろしく願います。

- 4 三田市が保有する個人情報の匿名加工を委託する場合、委託業者名を公表するとともに、作業内容と保護体制を明確にしてください。

万が一、個人情報が流出した場合の対応策と被害救済対策を事業化の前に明らかにしてください。

**【回答】**

改正個人情報保護法により地方公共団体の個人情報保護制度も同法の適用を受けることとなります。

従いまして、改正個人情報保護法施行後は、三田市が保有する個人情報の匿名加工化に関しても個人情報保護関連法令に基づき実施することとなりますが、現時点におきまして委託業務の取り扱い等につきましては国から詳細は示されておりません。

しかしながら、これまでと同様に法令等に基づき厳格に取り扱ってまいります。

なお、個人情報の流出などにつきましては、従前からこのような事案が発生しないようセキュリティ対策を講じ、細心の注意を払って取り扱っておりますが、万が一の場合に備え、

- (1) 内部の関係部署、国等関係機関への報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 影響を受ける本人への連絡（謝罪）、二次被害防止のための注意喚起
- (6) 事実関係及び再発防止策等の公表

などを迅速に行う体制を敷いております。

- 5 さんだ里山スマートシティ基本構想案について、市民に説明し意見を聞いてください。また、第三者で構成された審議会での審議を行い、市議会の承認事項としてください。

**【回答】**

現在策定中の第5次総合計画につきましては、これからの10年のまちづくりを見据え、まちづくりの視点の一つとして「さんだ里山スマートシティ構想に基づくICTを活かしたまちづくり」を掲げています。

今後、次期総合計画との整合を図りながら、さんだ里山スマートシティ基本構想（素案）をもとに、市内外の大学・企業・市民団体など様々な主体が参加する官民共創プラットフォームにおいて、地域の課題を共有し課題解決のための手法や活用できる技術についての情報交換を行い、令和3年度中に構想を策定する予定です。

市民意見を構想に反映させる仕組みといたしましては、現在、市のホームページや各市民センターにアイデアボックスを開設し、市民から意見やアイデアを募集しているところです。今後、より市民に参画いただく取り組みとして、内閣府のスマートシティガイドブックに市民参画の取り組みとして示されたワークショップの開催やアンケートの実施、パブリックコメントなども計画しており、市民からいただいたご意見を構想に反映することとしておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、本構想は三田市議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第1号に規定する議決事項ではございませんが、市議会には適時進捗報告を行ってまいります。

- 6 官民共創プラットフォームに個人情報保護、セキュリティの専門家を参加させてください。会員の加入条件を明確にし、公正な資格審査を行ってください。

また、会員の資産や事業活動の実績などを公開してください。

【回答】

三田市におきましては、個人情報保護条例に基づき個人情報の取り扱いを厳格に行っており、また、市長の附属機関として弁護士・大学教授等の学識経験者から構成する個人情報保護審査会を設置し、個人情報保護制度の運用及び個人情報保護に関する重要な事項について意見を聴く体制も採っております。

また、情報セキュリティ管理につきましては、副市長を最高情報セキュリティ責任者、情報政策監を副最高情報セキュリティ責任者とし、この指揮のもとICT推進課が中心となり全庁的に情報資産に対するセキュリティ対策を実施しているところです。さらに8月からは、個人情報保護や情報セキュリティに関する外部専門家としてCIO補佐官を配置し、体制強化を図ってまいります。

さんだ里山スマートシティの取り組みにおける個人情報保護や情報セキュリティ対策につきましても、このような体制のもと、最大限配慮しながら厳格な取り扱いを行ってまいります。

なお、さんだ里山スマートシティ官民共創プラットフォームは、市内外の大学・企業・市民団体などの様々な主体の積極的な参画による共創を促し、三田市におけるスマートシティの実現に向けた取り組みを推進する組織と位置付けています。この目的に賛同いただける団体・企業を幅広く会員としており、加入・脱退も随時可能です。会員の資産や事業活動の実績等の公開は入会の要件としておらず実施しておりません。

- 7 会員が提案するサービスの採用にあたっての、市民説明と同意の手続きを決めてください。また、事業実績と収支を定期的に公開してください。

【回答】

さんだ里山スマートシティの取り組みは、現時点におきましては、いわゆるスーパーシティ法に基づくものではありませんが、将来、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定を受け、事業を行う場合には、スーパーシティ関係法令等に基づき市民その他利害関係者の意向確認、事業者の公募等の手続きを定める必要があります。なお、現時点において三田市がスーパーシティの指定を受ける予定はございません。

さんだ里山スマートシティ官民共創プラットフォームでは、市内外の大

学・企業・市民団体などの会員が地域の課題を共有し、それを解決するためのアイデアを出し合い、市民生活の質の向上、都市機能の強化など三田市におけるスマートシティの実現に向けた取り組みを推進する組織と位置付けています。市や民間事業者など各実施主体がサービス提供を行うにあたっては機能や個人情報の取り扱いについて利用者に同意をいただきご利用いただくことを原則と考えています（オプトイン方式）。

なお、公費を投入して新たなシステムやサービスを導入する場合は、市の予算として市議会での議決をいただき、入札等により納入事業者を選定いたしますが、民間団体・企業等が自己の負担によって導入・提供するサービスについての事業実績、収支を公開するか否かは当該団体・企業等の判断に委ねられることとなります。

**8 提供されるサービスを受けない場合、当該住民に関する情報を削除し、本人に通知して不参加の権利を保障してください。**

**【回答】**

サービス利用者以外の個人情報を収集・保管することは予定しておりません。

また、サービス提供にあたって利用者データを収集する場合には、収集の目的、利用方法について同意を得ること（オプトイン）が原則とし、個人情報の取り扱いにつきましても個人情報保護条例や関係法令に基づき厳格に行ってまいります。

**9 三田市内で5Gなど電磁波を利用する場合は、市民説明と同意を条件とし、電磁波による健康被害対策と救済策を制度化してください。**

**【回答】**

現在、5G無線局（基地局）は、携帯電話会社などが設置を進めておられますが、設置にあたりましては電波利用に関する関係法令、国が策定している「電波防護指針」等に基づき総務省から免許を取得し設置されているものと認識しております。

現時点で三田市独自で5G無線局などを設置・運用することは想定しておりませんが、将来三田市が独自で5G無線局を設置する必要がある場合には、関係法令、電波防護指針等に基づき設置運用するとともに、周辺の皆様への十分な説明が必要であると考えております。

**10 オンデマンドモビリティサービスを展開する場合は、利用者と利用情報は別途管理し、漏洩や流出のない体制整備を条件としてください。**

**【回答】**

各種サービスの導入に際しては、個人情報保護関連法令、三田市情報セキュリティポリシー等に基づき適切なセキュリティ対策を講じてまいります。

11. マイナンバーカードをさんだ里山スマートシティのサービス利用を前提条件とせず、過度なカード取得促進は行わないでください。

【回答】

マイナンバーカードは氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバー（12桁の個人番号）が券面に記載され顔写真付きの公的な身分証明書として利用できるほか、ICチップ内に上記の券面記載情報と電子証明書が搭載されています。電子証明書機能は、行政・民間の手続きやオンラインサービス利用時における確実な本人確認手段として今後も様々な利用が予定されています。

三田市といたしましては、市民生活における重要な社会インフラの一つとしてマイナンバーカードの取得促進を積極的に進めているところです。

なお、電子証明書の利用に際しまして、マイナンバーは利用いたしません。

昨年度実施された特別定額給付金事業でのマイナンバーカードの活用における教訓を生かし、まずは市民の皆さんにデジタル社会をご理解いただけるよう、その中でマイナンバーカードの利用促進へつなげる丁寧な説明を行ってまいります。

12. さんだ里山スマートシティのサービス実施にあたっては、スーパーシティ法に定める区域指定、住民説明、住民投票などの規制基準を準用してください。

【回答】

令和2年に改正された国家戦略特別区域法、いわゆるスーパーシティ法では、

①「スーパーシティ」構想の実現に向け、複数の先端的サービス間でデータを収集・整理し提供するデータ連携基盤の整備事業を法定化し、左記事業の実施主体が国や自治体等に対し、その保有するデータの提供を求めることができる。

②複数の先端的サービス事業の実現に不可欠となる、複数分野の規制改革を同時かつ一体的に実現する。

などの特例的措置が規定されており、住民その他の利害関係者の意向を踏まえるために区域指定や住民合意の手続き等が定められています。

現時点において、さんだ里山スマートシティの取り組みはスーパーシティ法による上記の特例等を適用するものではありませんので、サービス実施にあたりましては従来と同様、個人情報やデータ取り扱い等について十分ご説明し同意を得たうえでご利用いただくことが原則であると考えておりますので、ご理解をお願いします。

お問い合わせ

三田市経営管理部行政管理室

ICT推進課スマートシティ担当

電話 079-559-5096 (直通)

e-mail: smartcity@city.sanda.lg.jp

担当: 久後 (くご)